

令和 8 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会
議事録

日時:令和 8 年 5 月 30 日(土) 13 時 30 分~16 時 40 分

場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 14 階 岸清一メモリアルルーム

※オンライン併用

出席者:<本部長・副本部長> 4 名

益子本部長、見城副本部長、萩原副本部長

※委任:郡山副本部長

<常任委員> 9 名

伊藤、望月、行實、小出、小山の各常任委員

※委任:原、杉山、蒔田、工藤の各常任委員

<委員> 46 名

生島(北海道)、小山内(青森県)、白根(岩手県)、田口(秋田県)、遠藤(山形県)、

高橋(福島県)、鈴木(茨城県)、坂本(栃木県)、松井(群馬県)、長谷川(埼玉県)、

北林(千葉県)太田(東京都)、安倍(神奈川県)、宮下(長野県)、滝沢(新潟県)、

安田(富山県)、川村(石川県)、海野(静岡県)、久保田(愛知県)、山本(京都府)、

小谷(大阪府)、玉谷(兵庫県)、大西(奈良県)、安川(和歌山県)、竹内(鳥取県)、

大森(島根県)、延原(岡山県)、大石(広島県)、高橋(山口県)、住谷(香川県)、

大西(徳島県)、明比(愛媛県)、西村(高知県)、平川(福岡県)、神田(長崎県)、

赤城(熊本県)牧(大分県)、神谷(沖縄県)の各委員

※代理出席:木村(宮城県)、戸川(福井県)、寺原(鹿児島県)

※委任:佐野(三重県)、村上(滋賀県)、伊東(佐賀県)、小嶋(宮崎県)の各委員

<事務局>

岩田常務理事兼事務局長、吉原地域スポーツ推進部長(少年団担当)、

永井課長(運営担当)、岩田課長(事業担当)他少年団課課員 8 名

構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 60 名のうち出席 59 名(委任含む)】により会議成立。

(「日本スポーツ少年団設置規程」第 15 条)

日本スポーツ少年団設置規程第 14 条第 2 項により、益子本部長を議長として議事に入った。

■議案

1. 令和 7 年度日本スポーツ少年団活動報告及び決算について

令和 7 年度の活動報告及び決算について諮り、いずれも原案のとおり承認。

なお、本決算は委員総会での審議を経て、令和 8 年 6 月 3 日開催予定の日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)第 2 回理事会及び令和 8 年 6 月 24 日開催予定の JSPO 定時評議員会において、JSPO 全体の決算として付議することを説明。

<主な意見・質問>

- ・ エンジョイ! スポーツフェスティバルの決算額が令和 6 年度から大幅に減額となっている。バレーボールでは、約 2,700 万円以上減額となっているが、減額の具体的な内容は何か。また、宿泊費等の個人負担が増えたことに対する参加者からの不満はなかったのか。(岡山

県・延原委員)

- ・ 参加者の宿泊費の負担を大会主催者が負担しなくなったことが一番の要因である。特にバレーボールは参加人数も多く、令和6年度は参加者の宿泊費のみで約2,500万円の経費が発生していた。また、宿泊費等の個人負担については、参加者アンケートにて負担に関するご意見はいただいているが、少数であった。(事務局)
- ・ 昨年度、長野県で行ったスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会にてグループワークのテーマの中に、「スポーツハラスメントに頼らず、子どもたちが安全・安心にスポーツを楽しむための指導には、どのような工夫があるでしょうか」とあった。この「スポーツハラスメントに頼らず」の文言は「スポーツハラスメントを根絶するために」や「スポーツハラスメントが行われることなく」等に表現を改めたほうがよいとの意見があった。この点について事務局の見解を伺いたい。(長野県・宮下委員)
- ・ グループワークのテーマとして、指導する際にスポーツハラスメントに頼らないという意図で記載していた。今後表現については、検討していきたい。(事務局)

2. 令和9年度日本スポーツ少年団活動計画及び要望予算の編成について

令和9年度の活動計画及び要望予算の編成について、日本スポーツ少年団各専門部会での検討を踏まえ取りまとめた活動計画案に基づき、今後予算編成作業に入ることを諮り、これを承認。

また、当該作業の取り進めに際して、各補助元、助成元等との関係から、JSPO全体の中でスポーツ少年団に関係する予算や事業規模の調整が必要となる場合、事業内容の変更や新たな取組を行う必要が生じる可能性があることから、これらの調整が必要になった際の対応については、本部長に一任とすることを併せて承認。

なお、各種調整や対応を行った場合は、その結果を反映させた活動計画案及びその活動計画案に基づく予算を、令和9年1月下旬から2月にかけて開催予定の令和8年度日本スポーツ少年団ブロック会議で説明し、最終的には令和9年2月18日開催予定の令和8年度第4回常任委員会及び令和9年2月27日開催予定の令和8年度第2回委員総会に諮ることを説明。

<主な意見・質問>

- ・ 令和7年度第2回委員総会でも意見したが、日独スポーツ青少年同時交流(派遣)の参加料が同じ登録料を支払っている団員にも関わらず、シニア・リーダースクール修了者と非修了者で2万円の差額があるのはなぜか。シニア・リーダースクールに参加できないが、活動を頑張っているリーダーも同時交流に参加できるように活動単位制を導入した経緯がある。シニア・リーダースクールに参加したくても、様々な事情により参加できず、リーダー活動を地元で頑張っている団員もいる。同じスポーツ少年団登録料を払っている団員に対し、金額の差をつける理由を教えてほしい。また、シニア・リーダースクールに参加できていないもののリーダー活動を頑張っている団員もいるため、考慮してほしい。(山形県・遠藤委員)
- ・ シニア・リーダースクール参加にあたり、参加料等の経費を団員に負担いただいていること、受講から終了までの時間などを考慮して、差額をつけている。本交流を所管する活動開発部会にて再度検討していきたい。(事務局)
- ・ シニア・リーダースクールは、年に1回の開催であるが、参加料・交通費などの経費がかかり、

スクーリングの日程も長いことから、参加のハードルが高くなっており、参加したくてもできない団員がいる。指導者の卵を育てるためにも、受講機会を広げてほしい。一方、ジュニア・リーダースクールは、各都道府県で開催しており、年間 1,000 名以上の認定者がいるが、この数年シニア・リーダースクールは参加者が伸び悩む状況が続いている。また、シニア・リーダースクールの受講日数とスタートコーチ(ジュニア・ユース)の受講日数の差が大きいと感じている。スポーツ少年団を持続可能なものにしていくためにもリーダー養成は非常に重要だと考えている。部活動の地域展開も踏まえ、子どもの負担を軽減しながら、リーダーの増員、リーダー活動の全国展開、リーダー会の活性化に向けた取組を検討するだけでなく、可能な限り早く実行に移していただきたい。(兵庫県・玉谷委員)

- ・ 令和 7 年度第 2 回委員総会にていただいた意見を踏まえ、シニア・リーダースクールの参加者増に向け、リーダー養成ワーキンググループにおいても各種取組を検討しており、今年度は日数を 1 日減とした。都道府県やブロックでシニア・リーダースクールを実施することも検討はしているものの、講師の養成をどのように行っていくか等の課題がある。都道府県の皆様とともに子どもたちの学習の機会の増に向けた取組を検討していきたい。(事務局)
- ・ シニア・リーダースクールは、シニア・リーダーに必要な内容をしっかり学ぶという意図からスクーリングの日数を決めている。受講機会拡大のために年 2 回開催とした場合、開催経費が増えるということもある。受講機会の拡大に向けた対応については、所管の指導育成部会にて検討したい。また、スタートコーチは多くの方に資格を取得いただきたいとの考えのもと、現在のカリキュラム・方法で実施することとなった。子どもたちの学習の機会の増に向けた取組を急ぎ検討していきたい。(岩田常務理事兼事務局長)
- ・ 兵庫県では、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの連携を進めており、ジュニア・リーダースクールへ総合型地域スポーツクラブ会員が参加するなどの取組も行っており、参加者からも好評を得た。「シニア・リーダー」の「シニア」という名称が若者を対象としたものと認識されない要因にもなっているように感じる。名称変更についても検討いただきたい。(兵庫県・玉谷委員)
- ・ 令和 9 年度の活動計画において、登録料の改定について触れていないのはなぜか。スポーツ少年団を未来につなぐことを目的とした登録料を上げるということが本日決定した場合には、今後新しい事業の検討も行われるのか。これでは、登録料の改定は赤字をなくすためのものとうけとられるのではないか。(岡山県・延原委員)
- ・ 議案 3 において、登録料の改定について審議いただくこととなるため、決議を前提とした計画とすることはできない。登録料の改定有無に関わらず、この活動計画は進めるものと理解いただきたい。(事務局)
- ・ 議案 3 の資料の登録料改定の理由から、登録料改定となった場合この活動計画も変更されるべきではないか。登録料改定に伴う増収分で何を行う予定なのか。今後、令和 9 年度の活動計画が示されるときには、活動計画に変更があるという認識でよいかという確認である。(岡山県・延原委員)
- ・ 会議日程の都合上、令和 9 年度の活動計画の議論が本日の第 1 回総会の場となる。JSPO 全体の財政を加味しながら、令和 9 年度の活動計画について、今後議論をしていきたい。登録料の改定について、議案 3 にて審議した後、本活動計画は変わるものという前提である。令和 9 年度の活動計画については、委員の皆様から引き続きご意見をいただきたい。

(岩田常務理事兼事務局長)

- ・ 過去の自身のシニア・リーダースクール講師の経験からは、リーダーに必要な理論・実践を身に着けるためには、シニア・リーダースクールは時間を要するものと感じている。講師のレクチャーのレベルを均一にするため、指導育成部会員やリーダー養成ワーキンググループ班員を中心に講師を担当してきた。講師のことなどを考えると、都道府県のみで実施することは難しい可能性がある。日本スポーツ少年団のスクーリング形態を増やす方法がよいのではないかと感じているが、一方で経費の課題もある。(山形県・遠藤委員)
- ・ 以前はシニア・リーダースクールを修了すれば、認定員になれたが、現在はスタート・コーチ(ジュニア・ユース)の資格は取得できるものの、共通科目Ⅰの受講免除にはならない。シニア・リーダースクールは内容が多く、日程を短縮した場合、スクーリングを終え、単位団に戻った際に受講者が将来の指導者として活動ができるようになるかは疑問である。参加者の負担を少なくすることで質の担保をすることは難しいのではないかと。また、実施回数を増やす場合、講師を育てなければならないという課題もある。一方で、リーダーが単位団で活動する場所・活躍の機会があるのか。活躍の場・機会を作らなければならないのではないかと。名称については、「シニア」では一般の方へは伝わらないと感じている。そのため、自クラブでは、「ユースボランティア」という名称を使用している。リーダー養成は部活動の地域展開も踏まえ、検討していく必要があると感じている。(小出常任委員)

3. 日本スポーツ少年団登録料の改定について

スポーツ少年団の登録料の改定について、令和8年5月18日開催の令和8年度第1回常任委員会にて承認された以下の改定案について諮り、原案のとおり承認。

(1)改定額(案)

- 団員:300円→700円
- 指導者:700円→700円 ※改定なし
- 役員・スタッフ:700円→700円 ※改定なし

登録料改定後は日本スポーツ少年団常任委員会において毎年度の決算を審議する際、JSPO 財務委員会が日本スポーツ少年団の決算状況ならびに公的な経済指標等を確認の上審査した結果を踏まえ、登録料改定の是非について協議すること、ならびにスポーツ少年団団員増に向けた施策および団員増に向けた広報PR強化策を検討することを併せて決定。

(2)改定時期(案)

令和9年度登録から

(3)改定理由

スポーツ少年団を未来につなぎ、単位団がスポーツ少年団活動を続けられるようにするため

- 登録者の減少による登録料の減収
- 物価や人件費、輸送コストの高騰などによる費用の増加

<主な意見・質問>

- ・ 人口減少の中、スポーツ少年団団員の減少を踏まえ、現在スポーツ少年団の魅力を高めるための思い切った見直しが進められている。また、厳しい財政状況の中、従来の決算を検証し、思い切った財務改善が進められている。こういった取組は、一過性ではなく、将来を展望して、継続的に実施されることをお願いし、賛成の立場から意見を申し上げる。(長野県・宮下委員)
- ・ 青森県スポーツ少年団常任委員会にて、登録料改定について協議をした。物価高が続き、厳しい経済状況が続く現在においては、人口減による登録者数減が予測されているとはいえ、今回の登録料の値上げが更なる登録者数の減少を危惧し、改定に反対する意見が主であった。(青森県・小山内委員)
- ・ 登録料の改定については、未来につなぐために苦渋の決断だと理解している。社会情勢が変化する中、これまで 30 年にわたり見直しをしてこなかったということは、スポーツ少年団組織全体で反省すべきことである。未来を担う子どもの育成の中で、国全体の子どもの育成について考えるべきだと考える。スポーツ少年団の活動が、こども家庭庁・文部科学省・スポーツ庁に認知されるようなアピールをすべきではないか。多くの市区町村行政が市区町村スポーツ少年団本部を担っていることは少年団の強みであり、部活動の地域展開に向けても引き続き支援を受けられるよう取り組んでいくことが重要ではないか。今回の改定により、スポーツ少年団・地域・国の発展に向けて、スポーツ少年団が社会課題の解決に寄与する団体になることを期待している。また、成果を見える化し、各方面にスポーツ少年団の魅力を伝えるべきである。健全な運営のために、登録料を改定することに賛成である。(愛媛県・明比委員)
- ・ これまで 30 年にわたり登録料の改定をしなかったのは、改定の必要がなかったということもあるのではないか。この数年で団員数が減少していることから、見直しが喫緊の課題となったと感じている。収支バランスを踏まえ、事業をさらに精査すべきではないか。現在の物価高や国際情勢も踏まえると、今回の改定はやむをえないと感じる。(兵庫県・玉谷委員)
- ・ 常任委員会では、登録料を毎年見直しすべきだという意見があり、今後は JSPO 財務委員会にて毎年精査をするということになった。未来のスポーツ少年団のために、スポーツ少年団活動を継続していくために、登録料の改定が必要となったとご理解いただきたい。(益子本部長)
- ・ 岡山県や中国ブロックでは、登録料の改定はやむをえないと感じている。今後、団員減少をいかに留めるかが重要になってくる。説明資料を 1 日でも早く提供してほしい。2 倍を超える値上げは通常あり得なく、市町村の事務局は矢面にたって批判を受ける。市町村の担当者が説明に困らないようにしてほしいということが中国ブロックとしての総意である。重要なことは、32 年間登録料を変えてこなかったことへの反省を日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団が伝えることである。登録者が減り、収入が減少したため活動ができないということではなく、改革プラン 2023 の実現に向けた活動のために必要であるということを知りやすく伝わる資料の作成をお願いしたい。(岡山県・延原委員)
- ・ 岡山県の意見に同意する。市町に説明した際に、わかりやすい資料が欲しいとの要望を受けている。登録料の改定については、府内では致し方ないと理解いただいている。一方、現場ではスポーツ少年団登録システムの変更への心配の声が多い。スポーツ少年団登録シ

システムの改修により、登録料の徴収の方法が令和 9 年度から、登録料は一度単位団から日本スポーツ少年団に納入し、その後府・市へそれぞれの登録料の戻し入れがされると聞いている。これまでは最初に市が登録料を取りまとめていたため、年度初めの時期においても原資があったものが、今後戻入時期が遅くなる場合には、事業運営に支障をきたすことを懸念している。登録料の流れの変更理由等の詳細を説明いただきたい。(大阪府・小谷委員)

- ・ これまで市区町村に入金管理いただいていたが、その事務的負担を減らすという考えから、令和 9 年度からの登録料の納入方法の変更を検討した。なお、市区町村・都道府県の登録料については、事業運営に支障が出ないよう年 4 回程度に分け、早期から戻し入れすることを想定している。はじめに日本スポーツ少年団に納入することで、スポーツ少年団登録期間の延長をすることができるというメリットもあると考えている。(事務局)
- ・ 登録料を単位団がまとめて支払うということは変更がないのか。また、個人登録にあたり、登録された個々の登録情報は市区町村がすぐに確認することができるのか。(大阪府・小谷委員)
- ・ 令和 9 年度は、単位団がまとめて登録料を支払うことを想定している。また、個人登録になった際も、登録された情報は市区町村・都道府県の担当者もほぼ時差がなく確認できる予定である。登録にあたっては、これまで同様に市区町村が承認するというフローは残る。(事務局)

4. 日本スポーツ少年団諸規程の改定について

令和 9 年度に予定している個人登録の導入及び登録システムの大規模改修に伴い、関連する規程の改定が必要となる。令和 7 年度第 1 回常任委員会にて承認を得た改定の基本的な方針、今後の取り組みに基づき、以下の内容について説明し、これを承認。

(1)スポーツ少年団ガイドライン(仮称)の策定

スポーツ少年団の理念、団員綱領、指導者綱領、活動に関する指針、都道府県・市区町村・単位団の定義など、スポーツ少年団組織としての内容が現行規程に不足していることから、新たに「スポーツ少年団ガイドライン(仮称)」を制定し、ここに定める。

(2)日本スポーツ少年団設置規程、スポーツ少年団登録規程、スポーツ少年団登録規程細則の改定に向けた方針

各規程に含む項目のうち、改定または新たに規定する項目を以下の 3 つの観点で分類した。

1)登録システム改修に伴う改定

…システムの改修により必然的に規程への反映が発生する内容

2)実態を明文化

…現在規程に記載はないが運用上はルール化されている内容や、規定されている内容と実態に乖離がある内容に関して、その内容を変更するのではなく現在の実態のまま改めて規程上に明文化するもの

3) 現行からの変更提案

…現在規定されている内容からの変更、または今回の改定にあたり新たに規定する内容のうち、以下 6 点についてそれぞれ改定の背景と方向性を説明。

- ① 団旗・認定物品の取り扱い
- ② 単位スポーツ少年団の構成・登録要件の変更
- ③ スポーツ少年団登録における欠格事由の追加
- ④ 登録団の遵守事項及び違反時の対応の追加
- ⑤ 団員の保護者の取り扱い
- ⑥ 指導者の登録要件に関する対応

(3) 今後の取り組み

今回の委員総会での意見を踏まえ、今後具体的に規程(案)を作成し、必要な法的検証を行った上、規程改定案を改めて常任委員会および委員総会にて審議を行う。

また、今回の改定に反映するものではないが、スポーツ少年団の名称変更に関する今後の取り組みの方向性についても併せて説明。

< 主な意見・質問 >

- ・ 資料のスポーツ少年団の位置付けの図が、単位団から日本スポーツ少年団に委員を選出するように見える。単位団は市区町村に登録し、市区町村は都道府県に登録しているため、資料のように横一列の関係性ではない。また、単位団の構成・登録要件における人数については、資料からは団員が 2 名いれば単位団として登録できるように見える。集団生活、異年齢の交流の中で社会性を育てるというスポーツ少年団創設時の理念を考えると、2 名で社会性が育てられるか、集団活動と言えるのかという疑問がある。現行の団員 10 名を集めることはそれほど難しくないのではと感じている。地域のニーズにこたえられていないため集まらないのではないかと。まずは 10 名を集めるための方策を検討してから、人数について考えるべきではないか。団員が 1 名となった場合は単位団登録を解除するとあるが、どのように確認を行うのか。登録解除の仕組みがシステムにあるのか、登録解除になった場合は登録料をどのように扱うのか。登録解除の実効性についても検討いただきたい。(山形県・遠藤委員)
- ・ 常任委員会においても同様の意見をいただいている。今後検討していきたい。(事務局)
- ・ 単位団の代表者は、2 団以上の代表者を兼ねることを妨げないとしたのはなぜか。また、子ども性暴力防止法に関連する犯罪歴がないことについてどのように確認を行うのか。(兵庫県・玉谷委員)
- ・ 代表者については、実情を反映したものである。現状も複数団の代表を兼ねることができるため、それを明文化した。犯罪歴については、大変機微な情報であるため、あくまで自己申告とし、仮に虚偽の申告をしていたということが発覚した場合には対処できるような仕組みとして検討している。(事務局)
- ・ 単位団旗を県大会の開会式や表彰式で保持するようにしているが、ポールの先端がすぐ破損するとの声が寄せられている。今後も、単位団旗を継続して作製するのであれば、こうい

った点も対応をお願いしたい。(広島県・大石委員)

- ・ 現在部活動の改革実行期間であり、スポーツ少年団も地域で大きな役割を担っていることから、スポーツ少年団の名称が変わると現場が混乱する可能性がある。時節をみて対応をしてほしい。(兵庫県・玉谷委員)

5. 次期日本スポーツ少年団役員(本部長・副本部長)候補者選定委員会の設置について

次期本部長及び副本部長の候補者選定のため、「日本スポーツ少年団役員(本部長・副本部長)候補者選定委員会」を設置することについて説明し、原案のとおり承認。本委員会の委員については、常任委員会にて改めて協議を行うことを説明。

<主な意見・質問>

- ・ 役員は常任委員会で決定することはできないか。役員候補者選定委員会が必要となるか。益子本部長が本部長に就任した後、全国的に活躍されており、団員に目線をあわせて活動されている。継続いただけたらありがたい。(兵庫県・玉谷委員)
- ・ スポーツ庁が策定した「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>」では、組織的慣行にとらわれることなく、役員候補者の選考を適切に行うという観点から第三者的な役員候補者選考委員会の設置について記載されている。日本スポーツ少年団は中央競技団体ではないものの、社会情勢やガバナンスを担保するという観点からも役員候補者選定委員会の設置が必要となる。(岩田常務理事兼事務局長)
- ・ 益子本部長の続投を強く望む。任期中の数々の活動や取り組みは、単位スポーツ少年団の指導者にも届いており、ひいてはスポーツ少年団の理解一助につながってきたと感じている。退任されることとなれば、役員候補者選定委員会において、益子本部長以上に信頼される方を選出されることを願う。(広島県・大石委員)

6. 日本スポーツ少年団常任委員の選出について

鹿児島県スポーツ少年団の本部長変更に伴い、鹿児島県選出のスポーツ少年団委員の変更及び鹿児島県が九州ブロックにおける常任委員選出委員であることから常任委員の変更について申し出があった。日本スポーツ少年団設置規程第11条第1項及び第12条第2項に基づき、寺原和照氏を常任委員として選出することについて説明し、原案のとおり承認。

あわせて、今後次回委員総会までに選出母体における役員交代やその他の理由などにより、新たに常任委員の選出等の決議を要する場合の対応について、益子本部長に一任することを併せて承認。

■報告事項

1. 令和7年度第2回委員総会の議事録について

議長から令和8年2月28日開催の令和7年度第2回委員総会について、資料のとおり議事録を作成したことを報告。

2. スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブとの連携体制の構築について

スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブとの連携体制の構築に向けた取組の検討状況を報告するとともに、連携促進による必要性やメリットの認知拡大への取組として作成をした都道府県・市区町村・現場レベル向けの普及啓発資料(暫定版)について報告。

<主な意見・質問>

- ・ 新潟県の総会において、2030 年を目指してスポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブが連携していくことを報告した。本日提示された資料の「両組織の統合を促すものではなく、お互いが存続したうえで連携を促進する枠組を示す」、「組織体制や制度の整備は目的ではなく、両者の連携を促進していくための1つの手段として検討」という文言がわかりづらい。スポーツ少年団・総合型クラブがお互いに存続し、場合によっては統合することもあるものと理解をしている。「悩みを解決するための手段」という点について、もう少し説明いただきたい。スポーツ少年団・総合型クラブがお互いの悩み・強みを共有し、協力しながら、連携を密にすることで「JSPO 版地域スポーツクラブ」となっていくという理解でよいか。(新潟県・滝沢委員)
- ・ ご認識のとおりである。2030 年の目標に向けて、スポーツ少年団と総合型クラブが相互に理解していくことが連携につながると考えている。(事務局)
- ・ どちらか一方が組織を吸収するというのではない。ドイツでは、スポーツクラブの中の、6歳から27歳の青少年世代をスポーツユースとして、スポーツクラブとスポーツユースがそれぞれ世代ごとに活動をし、共存している。日本においても、スポーツ少年団と総合型クラブが共存できるよう、今後地域スポーツ連携促進会議にて協議をしていきたい。(小出常任委員)
- ・ スポーツ少年団・総合型クラブのそれぞれよいところを活かしながら、子どもたちがスポーツを大好きになり、地域づくりに発展するようという軸をもって、県内でも取り組んでいきたい。(新潟県・滝沢委員)
- ・ 兵庫県では、県スポーツ少年団の役員に総合型地域スポーツクラブの代表者に就任いただき、情報共有を行っている。また、少年団の事業にクラブ関係者が参加するなど連携を密にするよう取り組んでいる。(兵庫県・玉谷委員)

3. 日本スポーツ少年団第11次育成5か年計画(アクションプラン2023-2027)のフィードバックについて

アクションプラン実行ワーキンググループで行われた令和7年度の進捗状況について以下の評価がなされた。引き続き、年次ごとに各施策の取組予定・実績等の進捗管理を行い、アクションプラン2023-2027の着実な実行に向けて取り組んでいくことを報告。

- 目標達成に向け概ね順調に進んでいると評価:3 施策
- 遅れがあるが取組予定の見直しによる進捗改善を期待:12 施策
- 評価指標等からみえる進捗が大幅に遅れており取組予定の抜本的修正が必要:5 施策
- 目標達成に向けて施策そのものを変更することを要検討:1 施策

4. 令和 8 年度日本スポーツ少年団顕彰について

日本スポーツ少年団顕彰要綱及び同施行基準に基づき、都道府県スポーツ少年団から推薦があった 30 府都県 58 市区町村のスポーツ少年団及び 42 都道府県 118 名の登録者を表彰することを報告。

<主な意見・質問>

- ・ 市区町村の表彰は 2 巡目に入っているため、リーダー会などの頑張っている子どもも表彰対象としてほしい。(兵庫県・玉谷委員)

5. ジュニア・ユース大会レギュレーションについて

令和 7 年度よりエンジョイ！スポーツフェスティバルへ導入したジュニア・ユース大会レギュレーションに関する参加者アンケートの結果及び指導者・保護者向けのジュニア・ユース大会レギュレーション普及啓発資料を作成したことを報告。

<主な意見・質問>

- ・ ジュニア・ユース大会レギュレーションの導入による各種効果が期待できる。エンジョイ！スポーツフェスティバルを見学できる機会を設けていただけると、より普及につながるのではないかと感じている。(兵庫県・玉谷委員)

6. その他

(1)スポーツ少年団事業概要動画 国内交流編の完成について

スポーツ少年団事業概要動画第 5 編として、JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH やエンジョイ！スポーツフェスティバル等について紹介する「国内交流編」が完成したことを報告。

(2)全国スポーツ少年団ホッケー交流大会について

令和 8 年度から大会名称を「全国 U-12 ホッケー交流大会」として開催すること、参加者の参加機会拡大を目的とし、令和 8 年度からスポーツ少年団登録が必須から推奨へ変更となったことを報告。

(3)JSPO 公認スポーツ指導者制度更新研修における単位制の導入について

JSPO 公認スポーツ指導者の資格更新にあたっての更新研修において、研修の指定及び必要単位数を明記する改定がされたことを報告。

(4)運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン(試行版)等

令和 8 年 1 月にスポーツ庁が公表した「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン(試行版)」について報告するとともに、令和 8 年 5 月 18 日にスポーツ庁が都道府県教育委員会等に向けて発出した「部活動の遠征等における安全確保について(通知)」について報告。スポーツ少年団活動における移動時の安全確保への協力を依頼。

(5)令和 8 年度日本スポーツ少年団会議の開催日程について

令和 8 年度日本スポーツ少年団委員総会及び常任委員会の開催日程について報告。

(6)令和 8 年度日本スポーツ協会事務局機構及び職員の配置

令和 8 年度日本スポーツ協会事務局機構及び職員の配置について報告。

<主な意見・質問>

- ・ 5 月のバス事故を受け、国で再発防止策の検討が進められている。大会や遠征などで指導者や保護者が運転することも多い。スポーツ少年団としてどのような対応が望ましいかをご示唆いただきたい。(兵庫県・玉谷委員)
- ・ 国の動きを注視しながら、JSPO として考えていきたい。(事務局)
- ・ 本年のゴールデンウィークには 3 件ほどバス事故が発生している。スポーツ少年団は、ほとんどが任意団体である。任意団体だからこそ法律上の危険性を認識したほうがよい。任意団体と法人では、法律上の扱いが異なり、任意団体では代表者が全ての責任を負うこととなる。保護者へ任意保険に加入しているかの確認や長距離移動の際は緑ナンバーの使用を検討することも必要だろう。安全確保の手段はそれぞれでよく考えなければならないだろう。部活動の地域展開においても国土交通省によるバスの運用に関する取組もあるため、そういった点からの情報収集も必要となる。(小出常任委員)
- ・ 不適切行為等に関する詳細を説明してほしい。(兵庫県・玉谷委員)
- ・ 令和 7 年度も暴力行為等相談窓口への相談件数が過去最多となった。暴力より暴言が目立つ傾向にある。また、組織のガバナンスに関する問題もある。ガバナンス・コンプライアンスの徹底に向け取り組んでいきたい。(事務局)
- ・ 令和 8 年 3 月末に富山県にて開催したエンジョイ！剣道フェスティバル 2026 を無事終了することができた。関係各位に御礼申し上げたい。(富山県・安田委員)
- ・ 登録料改定にご理解を賜り、感謝申し上げます。改定に反対の意見も真摯に受け止めるとともに、理解の促進、周知のための市区町村・単位団に対するわかりやすい資料を急ぎ作成したい。今後は、部活動地域展開の中で中・高生の団員を増やし、団員数の増加につなげたいと考えている。これまで、登録料の見直しを行ってこなかったことを役員としてお詫びするとともに、今後は JSPO 本体においても、登録料値上げに伴う各種支出や登録料の金額が適正かという点も財務委員会等にて確認するようにしていきたい。子どもたちにしわ寄せがないよう、JSPO 全体でスポーツ少年団の活動の発展に取り組んでいく。(岩田常務理事兼事務局長)

以上、16 時 40 分閉会。